

## 大型ディスプレイ等広告募集要項

主に行政情報を放映している大型ディスプレイ及び縦型サイネージへの広告掲載を次のとおり募集します。

### 1 設備の概要

#### (1) 大型ディスプレイ

- 位 置：市役所2階吹き抜け部分に面する窓の内側から庁舎前広場へ向けて設置  
サ イ ズ：縦3m×横6m  
台 数：1台  
ピクセルピッチ：幅5.2mm×高さ10.4mm  
輝 度：最大5,000cd  
音 声：あり（音が届くエリアは概ね庁舎前広場。イベント等により長崎市の判断で音声なしにする場合があります。）  
※長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則（別表第3）により、午前8時～午前10時、午後7時～8時は消音します  
市民等の目に触れる時間：午前8時～午後8時 ※土日祝を含む  
特記事項：窓の内側に設置してあるため、表示面にサッシが一部重なる



#### (2) 縦型サイネージ

- 位 置：市役所1階の正面玄関付近  
サ イ ズ：65インチ  
台 数：3台  
音 声：なし  
市民等の目に触れる時間：午前8時15分～午後10時 ※12月29日～1月3日を除く



## 2 募集する広告の概要

### (1) 放映時間・回数・金額

#### ア 大型ディスプレイ

放映回数	放映時間	金額 (1 カ月あたり)
1 時間あたり 4 回 (各正時の 0 分付近、15 分付近、30 分付近、45 分付近)	15 秒	4,015 円
	30 秒	8,030 円
	1 分	16,060 円

#### イ 縦型サイネージ

放映回数	放映時間	金額 (1 カ月あたり)
1 時間あたり 4 回 ※3 台一斉表示 (各正時の 0 分付近、15 分付近、30 分付近、45 分付近)	15 秒	4,840 円
	30 秒	9,680 円
	1 分	19,360 円

※ア・イとも消費税及び地方消費税を含む。

### (2) 募集期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※申し込みは 1 カ月単位

## 3 広告の決定

先着順とし、長崎市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び長崎市広告掲載基準（以下「基準」という。）による審査にて決定します。

## 4 申込方法等

### (1) 申込締切

放映希望月の原則 3 週間前まで

### (2) 申込方法

長崎市電子申請システムにて申込みをしてください。その際、アとイの書類を添付してください。同年度内での継続申込の際は、書類の提出は不要です。 ※電子申請が困難な場合は、広報広聴課（電話：095-829-1114）までご連絡ください。

#### ア 誓約書（様式 1）

#### イ 長崎市税の完納証明書（申請月の前月から遡って 3 か月以内に発行されたもの（※写し可）

なお、証明書の交付方法などについては、長崎市財務部収納課へお問合せください。（電話：095-829-1130）

### (3) 広告デザイン

#### ア 静止画又は動画のいずれかとし、放映できる状態の素材をデータ（JPEG、PNG、BMP、mp4、mov のいずれか。）に提出してください。

#### イ 縦横比は大型ディスプレイは 16：9（横：縦）、縦型サイネージは 9：16（横：縦）又は 16：9（横：縦）としてください。

#### ウ 素材中に「**広告**」の表示を行い、行政情報と広告を明確に見分けられるようにしてください。

(4) 申込みにあたっては、要綱及び基準をお読みください。

## 5 広告の許可

### (1) 審査

長崎市は、4(2)の書類等を受理したとき、当該申込内容が要綱及び基準を満たすものであるか否かについて審査します。

### (2) 掲載許可

長崎市は、当該申込内容が要綱及び基準を満たすものであると認めたとき、当該申込内容について、申込みを受理した順番に許可するものとします。

また、許可後に許可通知書及び広告料の納入通知書を送付しますので、指定する納入期限までに一括納入してください。

## 6 広告掲載

長崎市は、広告主から提出されたデータを各放映月の初日から月末まで掲載します。また、災害対応や庁舎前広場のイベント都合、その他不測の事態で広告が流せない期間が発生した場合、本事業とは別の枠で事後に広告を掲載することとします。

## 7 広告の内容等の変更

広告主は、すでに広告掲載している素材について、内容等を変更することができます。変更を希望する場合は、変更を希望する日の2週間前までに長崎市電子申請システムより広告変更の申込みをし、あらかじめ長崎市の承認を得るものとします。

## 8 許可の取消し

(1) 以下のいずれかに該当する場合は、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止するものとします。

ア 広告主が長崎市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき。

イ 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。

ウ 広告主の倒産、破産等により、広告掲載をする必要がなくなったとき。

エ 広告主が書面により掲載取下げを申し出たとき。

オ 広告主が要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

カ 指定期日までに広告料の納入がないとき。

(2) 長崎市及び広告主においては、当該許可による広告掲載の継続に困難な事由が生じた場合は、双方が協議の上、当該許可を取り消すことができるものとします。

(3) 上記(1)(2)により広告掲載を中止した場合でも、長崎市は広告主に対して補償を行いません。また、納入済みの広告料も返還しません。

## 9 参考(主に放映している行政情報の概要)

### (1) 大型ディスプレイ

1素材あたり30秒~1分程度放映。市主催イベントや啓発、市議会の開催日程等

(2) 縦型サイネージ

1 素材あたり25~30秒程度放映。イベント・講座情報、市民活動団体紹介等

10 参考（来庁者数及び交通量等）

(1) 市役所1階窓口利用者数 約470人/日

(令和7年1月の受付発券機交付数実績平均値)

(2) 市役所前道路交通量 約15,000台/日（令和2年3月3日（火）調査）

(3) 公共交通機関利用者数 長崎県営バス（長崎市役所バス停）約1,150人/日

長崎電気軌道（市役所電停） 約3,900人/日

長崎バス（長崎市役所バス停） 約64人/日

（いずれも、令和5年度上り下り乗降者数実績平均値）

(4) その他

本庁勤務の職員数約2,000人（令和6年4月1日時点）

来庁者は10(1)のほか、各所属への相談等や、19階展望フロア及び3階食堂等の利用があります。

11 問合せ先（受付時間 平日の8:45~12:00、13:00~17:30）

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

長崎市企画政策部広報広聴課（8階）

電話：095-829-1114（直通）

Mail：pr@city.nagasaki.lg.jp